

平成 30 年 5 月 31 日現在

機関番号：14602

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K02815

研究課題名(和文) 法廷記録の比較対照による帝政ロシア統治期中央アジア社会史

研究課題名(英文) Social History of Russian Central Asia through the Comparison of Court Records

研究代表者

矢島 洋一 (Yajima, Yoichi)

奈良女子大学・人文科学系・准教授

研究者番号：60410990

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、帝政ロシア統治期中央アジア社会の変容を「民衆法廷台帳」と「管区法廷記録」という二種類の法廷記録を比較対照することによって解明することを目指したものである。本研究ではウズベキスタン共和国中央国立文書館所蔵資料の調査とその分析によって、当該時期の中央アジアにおいてロシア法がイスラーム法の領域を侵食していく過程の一部を解明した。

研究成果の概要(英文)：This study, which aimed to investigate the change of Central Asian society under Russian rule through the comparison of two kinds of court records, "the registers of people's court" and "the records of district court," elucidated some aspects of the process in which Russian law invaded the jurisdiction of Islamic law in Central Asia in those days.

研究分野：中央アジア史

キーワード：中央アジア史

1. 研究開始当初の背景

帝政ロシアは19世紀後半までに西トルキスタン全域を征服し、その一部を「トルキスタン地方 Туркестанский край」として帝国に併合した。しかしロシアは中央アジア現地のムスリム住民に対して一定の自治を認め、特に司法の領域においてはイスラーム法に基づく伝統的なカーディー法廷も「民衆法廷 народный суд」の名称のもとに存続を許した。そのため帝政ロシア統治下の中央アジアの法制度に関する研究も、イスラーム法研究・イスラーム社会史研究の延長線に行うことが可能である。幸い当時作成された法廷文書や法廷記録は多く現存していることもあって、国内外で精力的に研究が進められている。筆者自身、過去十数年にわたってそれらイスラーム法廷文書の研究に従事してきた一人である。

しかし筆者はそれらの法廷資料について研究を進める中で、現地ムスリムの民衆法廷が出した判決が、ロシア人が管轄する「管区法廷 окружной суд」(時期によっては「州法廷 областной суд」)によって破棄される事例が少なくないことに気が付いた。ロシア人たちはイスラーム法の存続を大枠においては許しながらも、管区法廷を通じてムスリムの司法に介入しており、それによって中央アジア伝統社会が変容していったことが分かってきたのである。

一方、中央アジア近代史に関する先行研究では、ロシア当局は概して現地ムスリム住民の法や社会への干渉を控え、いわば「放置」する政策をとったと説明されることが多い。上述のようなロシア人による現地ムスリム司法への介入の様相を明らかにすることで、そのような従来の中東アジア近代史の理解に再考を迫ることができるのではないかと。その問題意識が本研究の出発点である。

2. 研究の目的

(1) 帝政ロシアによる中央アジアのムスリム司法への介入の様子を生々しく伝えているのが、本研究で扱う二つの資料群、すなわち、現地ムスリムの民衆法廷で扱われた案件をムスリム自身がテュルク語で記録した「民衆法廷台帳」と、管区法廷で扱われた案件についてロシア語で記録した「管区法廷記録」である。本研究では、まずそれら法廷資料の現存状況を把握し、その複写を可能な限り多く入手することを目指す。それらの資料は現在主にウズベキスタン共和国中央国立文書館 O'zbekiston Respublikasi Markaziy davlat arxivi に所蔵されている(一部ウズベキスタン共和国内の地方博物館にも残っていることも現地調査により確認している)。現在出版されている文書館の手引書や、文書館備え付けの目録は簡略に過ぎるため、現地におけるより詳細な調査が必要である。

(2) 上述の資料に基づき、ロシア統治によ

る中央アジア社会の変容に関して検討する。すなわち、ロシア人は司法への関与を通じて中央アジア社会をどう変えようとし、それによって実際に中央アジア社会はどう変わったのかについて、実際の裁判事例に基づき明らかにしていく。筆者は既に民衆法廷と管区法廷を結び付ける上訴制度の概要を示しているが(引用文献)、本研究はその制度を通じたロシア人の関与とその影響をより具体的に明らかにすることを旨とする。

3. 研究の方法

(1) ウズベキスタン共和国中央国立文書館にて資料の現存状況の調査を行う。現地文書館の目録から関連資料をピックアップして資料請求し、内容を把握したうえで複写を入手し、それらの情報を取りまとめた案件のリストアップを行う。

(2) 司法を通じたロシア人の介入によって現地ムスリム社会がいかに変容したか明らかにするために、プロテスト案件の時期的差異について検討する手法をとる。すなわち、管区法廷においてプロテストがなされた民衆法廷判決の案件種別の傾向の変遷を明らかにし、その変化の背景について考察する。

4. 研究成果

(1) ウズベキスタン共和国中央国立文書館にて資料調査を行い、1901年から1915年にかけてサマルカンド管区法廷においてプロテスト(異議申し立て)がなされた260件の民衆法廷判決のリストアップを完了し、そのリストは雑誌論文において提示した。またそれらの判決において作成された法廷資料の一部の複写を入手した。ただしそれら全案件の複写を入手するまでにはいたらず、サマルカンド以外の法廷に関しても調査が及ばなかったため、今後引き続き調査を行う予定である。

また、それら管区法廷で破棄された民衆法廷判決について記録する民衆法廷台帳の調査も行ったが、対応する台帳が同文書館に所蔵されておらず両法廷での記録のセットを入手できなかったケースも多かった。こちらについても調査を継続する予定である。

(2) 学会発表 ならびに雑誌論文 において、1901年と1907年にサマルカンド管区法廷で行われた民衆法廷判決に対するプロテストの事例を比較した。

1901年のプロテスト理由は、ロシア法廷で扱われるべき異民族間訴訟を民衆法廷が扱った場合など、比較的単純なトルキスタン地方統治規程違反が多い。それらは民衆法廷が統治規程の内容を把握していれば容易に避けられたはずで、未だに統治規程、あるいは統治規程は遵守されるべきものであるという通念がムスリム社会に十分浸透していな

かったことがわかる。

一方、1907年にはそのような単純な統治規程違反は減少し、代わりにより微妙な法的判断を要する複雑な案件や、ロシア法を根拠にしたプロテストが増える。以下若干の具体例を挙げる。

強盗

三人は騎馬、一人は徒歩の四人の強盗が馬を盗もうと原告の家に押し入り、その際原告は騎馬の一人に銃で腕を撃たれた。騎馬の三人は逃走したが、徒歩の一人が捕えられ被告となった。民衆法廷は被告に禁固六か月の判決を言い渡した。

その判決に対して管区法廷でプロテストが提起され、本件は民衆法廷の管轄外としてその判決は破棄された。

殺人のような凶悪犯罪は統治規程により民衆法廷の管轄外となるが、本件は強盗傷害であるか殺人未遂であるか自明ではなく、かつ被告は直接の加害者ではないため、民衆法廷の管轄外と言えるかどうか微妙な案件と言える。

婚姻

本件については引用文献、177-184頁においても取り上げて詳述しているので、詳細は省略する。婚姻に関する訴訟は本来民衆法廷の管轄であるが、本件は管区法廷が介入しロシア法を根拠に民衆法廷判決を破棄したものである。

特赦

1904年、当時のロシア皇帝ニコライ二世は待望の男子（皇太子アレクセイ）の誕生を祝って特赦令を発した。

一方民衆法廷で他人の妻を誘拐した罪で禁固一年の判決を受けた男がその特赦令の適用を求め、管区法廷はそれを認めた。

この案件は、中央アジアの現地ムスリムは必ずしも一方的にロシア法を強制される現状に甘んじていたわけではなく、時には自らに有利になるよう積極的にロシア法を利用して示している。

併合罪

管区法廷においてプロテストが提起された民衆法廷判決は必ずしも全てが破棄されたわけではない。

被告は酩酊による風紀紊乱の罪で民衆法廷において禁固三か月の判決を言い渡されたが、刑が執行される前にまた同じ罪を犯し禁固二か月の判決を言い渡された。民衆法廷はこのような併合罪においては加重主義をとり、被告に禁固五か月を言い渡した。

この判決に対して、吸収主義をとって重い方の判決である禁固三か月とすべきというプロテストが管区法廷において提起された。しかし管区法廷は、本件は民衆法廷の管轄としてプロテストを棄却した。

以上のようなプロテスト案件の比較から次の二つのことがわかる。一つは統治規程がムスリム社会に浸透していったことであり、もう一つはロシア法がイスラーム法の領域を「浸食」していったことである。

(3) 上記の研究と同時に、トルキスタン地方統治規程の改正過程についての検討にも着手し、学会発表においてその概要と方針を示した。統治規程はロシア統治期を通じて抜本的に改正されることはなかったが、制定後に生じた新たな事情により一部の条文が改正されていった。

(4) 以上の研究成果を中央アジア近代史研究に位置付けると以下の通りである。

帝政ロシア統治期の中央アジアにおいて、ロシア人は法規定においては現地ムスリムの司法上の独立をある程度認めながらも、法実践の場ではロシア法の適用範囲を拡大するべく努めていた。従って、ロシア当局は中央アジア・ムスリム社会への関与に消極的であったという従来の理解は修正する必要がある。またその後ロシア革命を経てソヴィエト時代になるとイスラーム法は撤廃されたが、その際中央アジア社会が大きな混乱もなく社会主義を受け入れたのはなぜか、という問いが最近の中央アジア法制史においてなされており、ロシア法とイスラーム法との類似性・共通性にその理由を求める説が提示されている（引用文献、6頁）。本研究の成果から言えることは、ロシア法・イスラーム法の親和性の有無とは別に、ソヴィエト時代に先行する約半世紀の帝政ロシア統治期において既に中央アジアのムスリム社会はある程度ロシア法に順応しており、それがソヴィエト時代の非イスラーム的法制度の受容を準備したのではないか、ということである。

もっとも、以上のような結論は未だ一部の裁判事例に基づく仮説にすぎず、当時の中央アジア法制度におけるイスラーム法とロシア法との関係を明らかにするためには、より網羅的に当時の裁判事例を検討しなければならない。またイスラーム法とロシア法との相克に関する理解を深め、ムスリムにとってのロシア法受容の難易を個々の法的問題について判定していく必要がある。以上二点を今後の課題としたい。

<引用文献>

矢島洋一「ロシア統治下トルキスタン地方の審級制度」堀川徹・大江泰一郎・磯貝健一（編）『シャリーアとロシア帝国 近代中央ユーラシアの法と社会』臨川書店、2014、166-187、xxiii-xxvi 頁

堀川徹「シャリーアとロシア帝国 その時代背景と本書の構成」上掲堀川ほか（編）2014、5-21、ix 頁

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

矢島洋一「ナジュムッディーン・クブラーの殉教」『13-14世紀モンゴル史研究』第2号, 2017, 13-20頁(査読無)

YAJIMA Yoichi, "Russian Supervision over Islamic Courts in Early Twentieth-Century Samarqand," *Annals of Japan Association for Middle East Studies* 32/2, 2017, pp. 21-32 (査読有)

矢島洋一「葡萄の道」『月刊大和路ならら』19巻6号, 2016, 42-43頁(査読無)

〔学会発表〕(計3件)

矢島洋一「トルキスタン地方統治規程の改正」第8回近代中央ユーラシア比較法制度史研究会, 静岡市ふしみや, 2016年12月3日

矢島洋一「19世紀フェルガナの請願状」第14回中央アジア古文書研究セミナー, 京都外国語大学, 2016年3月13日

YAJIMA Yoichi, "Islamic Courts and Russian Courts in Russian Turkestan," *New Horizons in Islamic Area Studies: Asian Perspectives and Global Dynamics*, Sophia University, Tokyo, September 11, 2015.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

矢島 洋一 (YAJIMA, Yoichi)

奈良女子大学・人文科学系・准教授

研究者番号: 60410990